**※ 登録証の再交付申請に必要な書類** 　　　提出部数：各１部（郵送可）

登録電気工事業者は、登録証を汚し、損じ、又は紛失したときは、その再交付を受けることができる。

**※更新時、返納するべき登録証が無いというときは、再交付は不要ですので、紛失した念書を作成して、更新申請をしてください。**

●郵送及び連絡先：

 〒０８０－８５８８ 帯広市東３条南３丁目

 北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課主査（保安・エネルギー）

 ＴＥＬ：０１５５－２６－９０４５（直通）

 ＦＡＸ：０１５５－２５－７７５６

●届出に必要な書類

　１　登録証再交付申請書

　２　収入証紙ちょう付用紙（北海道収入証紙２，２００円ちょう付）

　３　汚し又は破損による再交付申請のときは、交付されている登録証（原本）

　　　登録証を紛失したときは、念書（記載例に準じたもの）

様式第１３（第９条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 北海道収入証紙はりつけ欄※消印を押して　はならない。 | 登録証再交付申請書 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年　月　日 |
| ×再交付番号 |  |

　　年　　月　　日

　北海道十勝総合振興局長　　　様

 〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあつては

 代表者の氏名

 電話番号

　登録証の再交付を受けたいので、電気工事業の業務の適正化に関する

法律第１２条の規定により、次のとおり申請します。

１　登録の年月日および登録番号

２　再交付の理由

（備考）１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

　　　　２　×印の項は、記載しないこと。

**（作成例）**

**念　　　書**

　このたび当社（私）の管理不十分により、登録電気工事業者登録証（以下、登録証という。）を紛失し、その再交付を申請しましたが、登録証の再交付を受けた後において原登録証を発見したときは、直ちに返納します。

　今後は、このようなことのないよう充分注意して管理します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　北海道十勝総合振興局長　様

 住　所

　　　　　　　　　　　　氏名等